

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 [更新](#)

当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方は以下の通りです。

- (1) 当社は、放送の公共性と社会的責任を強く自覚し、放送法をはじめとする各関係法令を遵守し、朝日放送信条と経営理念に基づき、社会と文化の発展に寄与する。
- (2) 当社は、国民の財産である電波の有効利用を負託された報道機関として、いかなる場合においても放送を通じて市民生活の保全と発展に寄与する情報発信を継続できる経営基盤を維持することを前提に、株主、視聴者、聴取者、広告主、取引先、従業員、地域社会など、多様なステークホルダーと良好な関係を築き、その期待にこたえるべく、会社の持続的成長と企業価値の向上に努める。
- (3) 当社は、コーポレートガバナンスのための機関設計として、監査役会設置会社を選択し、取締役会が会社の持続的成長と企業価値の向上を推進する役割を担うとともに、独立性のある社外取締役と監査役が経営に対する実効性の高い監督・監査を実行できる体制を構築する。
- (4) 当社は、コーポレートガバナンスの充実のため、以下の事項に取り組む。
 - 1: 株主の権利と平等性の確保
 - 2: 極めて積極的な情報開示と株主・投資家との対話の促進
 - 3: 社会貢献と多様性の推進
 - 4: 取締役、監査役等の機能強化
 - 5: 内部統制システムの整備と実効性のある運用
- (5) 当社は、上記の各事項を実行するため、「朝日放送コーポレートガバナンス方針」を取締役会で定め、隨時、内容を更新する。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 [更新](#)

1-2. 株主総会における権利行使 補充原則4

当社は、外国人株主による議決権行使への便宜を図るため、招集通知に添付する参考書類を英訳し公表します。一方、当社は、放送法による外国人の議決権保有制限があり、外国人株主の保有割合が低く、現状の方法でも議決権行使比率が高いことから、当面、議決権電子行使プラットフォームは利用しません。

2-5. 内部通報 補充原則1

当社は、社内に内部通報窓口を設け、情報提供者の秘匿と不利益取扱を禁止する社内規程を整備し、業務執行ラインから独立した立場の専任者、個室、専用電話を確保して対応しています。現状の内部通報窓口の体制において、情報提供に際しての障害は認められず、内容に応じて監査役や社外取締役に情報を伝達する体制も整備されており、有効に機能していることから、現時点で、別途、独立した外部通報窓口を設置する必要性はないと判断しております。

4-8. 独立社外取締役の有効な活用 補充原則1

当社の独立社外役員は、経済団体や地域連携などの活動を通じて互いに関係性が深く、様々な機会を通じて、当社に関する意見交換を行っています。また、当社の独立社外役員はそれぞれに独自の知見を有しており、経営の監督のために係る知見を有効に活かす見地から、あえて意見の統一を図る意義に乏しいことから、現時点で、独立社外役員のみを構成員とする会合を開催する必要性はないと判断しております。

4-8. 独立社外取締役の有効な活用 補充原則2

当社の代表取締役は、それぞれの独立社外役員と随時、個別に意見交換を行っています。また、独立社外取締役は、会計監査人による監査報告等を通じて、監査役や内部監査部門とも連携を図っています。以上のような現状を鑑み、現時点で、経営陣との連絡・調整や監査役会との連携のみのために、筆頭独立社外役員を選定する必要性はないと判断しております。

4-10. 任意の仕組みの活用

役員報酬の決定については、その原則や手順を定めた規程が取締役会決議によって制定されており、それに基づき、取締役会が代表取締役に一任しております。また、役員候補者や次期最高経営責任者の選定についても、その原則や決定手順を定めた規程が取締役会決議によって制定されており、それに基づき、代表取締役が各社外取締役と個別に意見交換を行った上で提案し、取締役会が決議しております。以上のような現状を鑑み、現時点で、任意の諮問委員会を設置する必要性はないと判断しております。

4-11. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件 補充原則3

当社では、取締役会全体の実効性について、監査役会によるモニタリングを行っておりますが、取締役会としての自己評価等は現時点で実施しておりません。今後、評価方法、開示方法を検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 [更新](#)

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則を踏まえた当社の方針を「朝日放送コーポレートガバナンス方針」(以下「方針」として、当社のホームページ(<http://corp.asahi.co.jp/ja/ir/governance.html>)に掲載しております。

コーポレートガバナンス・コードにおいて開示すべきとされる事項については、以下の通りです。

原則1-4. いわゆる政策保有株式

「方針」第8条(他社株式の保有)をご覧ください。

原則1-7. 関連当事者間の取引

「方針」第7条(関連当事者間取引に関する方針)をご覧ください。

原則3-1. 情報開示の充実(1)

「方針」第1条(信条と経営理念、10年ビジョン)および第2条(経営計画)をご覧ください。

原則3-1. 情報開示の充実(2)

当報告書冒頭の「コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報」の「1. 基本的な考え方」および「方針」全文をご覧ください。

原則3-1. 情報開示の充実(3)

「方針」第21条(報酬に関する方針)をご覧ください。

原則3-1. 情報開示の充実(4)

「方針」第13条(取締役の選任)および第14条(監査役の選任)をご覧ください。

原則3-1. 情報開示の充実(5)

「方針」第17条(取締役、監査役候補者の選任理由の開示)をご覧ください。

原則4-1. 取締役会の役割・責務(1)補充原則1

「方針」第22条(取締役会の権限と効率的な業務執行)をご覧ください。

原則4-9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質

「方針」第16条(独立性基準)および当報告書「経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」の「1. 機関構成・組織運営等に係る事項」の「独立役員関係」の内容をご覧ください。

原則4-11. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件 補充原則1

「方針」第13条(取締役の選任)の第1項「取締役の選任方針」をご覧ください。

原則4-11. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件 補充原則2

「方針」第18条(兼任についての方針)をご覧ください。

原則4-11. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件 補充原則3

「方針」第24条(取締役会の実効性評価)をご覧ください。

原則4-14. 取締役・監査役のトレーニング 補充原則2

「方針」第26条(取締役、監査役に対するトレーニング)をご覧ください。

原則5-1. 株主との建設的な対話に関する方針

「方針」第10条(株主・投資家との対話)をご覧ください。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社朝日新聞社	6,224,900	14.88
株式会社テレビ朝日	3,877,600	9.27
公益財団法人香雪美術館	2,930,000	7.00
学校法人帝京大学	1,554,000	3.71
朝日新聞信用組合	1,500,000	3.59
大阪瓦斯株式会社	1,065,000	2.55
日本生命相互会社	1,005,200	2.40
近鉄バス株式会社	800,000	1.91
株式会社竹中工務店	776,600	1.86
株式会社りそな銀行	763,500	1.83

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
-------------	--------

決算期	3月
-----	----

業種	情報・通信業
----	--------

直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	15名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	6名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	
山口 昌紀	他の会社の出身者									○			
坂井 信也	他の会社の出身者					○				○			
尾崎 裕	他の会社の出身者									○			
小林 研一	他の会社の出身者									△			
吉田 慎一	他の会社の出身者					○		△	○	○			
後藤 尚雄	他の会社の出身者							○	○				

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山口 昌紀	○	(hおよび属性情報)山口昌紀氏は、近鉄グループホールディングス株式会社の取締役相談役です。同社の前身の近畿日本鉄道株式会社と当社の間には、広告会社を通じた取引がありますが、直近事業年度(平成27年3月期)における、同社からの当社の収入額は当社の連結売上高の0.1%未満です。	山口昌紀氏は、関西を地盤とした大手民営鉄道会社の業務執行者の経験を踏まえ、公共性と地域貢献などの観点から、当社の経営・コーポレート・ガバナンスについて有効な助言・指摘を行うことができると判断し、社外取締役に選任しております。また、同氏は、当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」にも適合するため、一般株主との間で利益相反が生じ

			るおそれがないと判断し、独立役員として指定するものです。
坂井 信也		(d) 坂井信也氏は、株式会社阪神タイガースの代表取締役・取締役会長です。 (h) 同氏は、阪神電気鉄道株式会社の代表取締役・取締役会長、阪急阪神ホールディングス株式会社の代表取締役です。	坂井信也氏は、関西を地盤とした大手民営鉄道会社の業務執行者の経験を踏まえ、公共性と地域貢献などの観点から、当社の経営・コーポレートガバナンスについて有効な助言・指摘を行うことができると判断し、社外取締役に選任しております。
尾崎 裕	○	(hおよび属性情報) 尾崎裕氏は、大阪瓦斯株式会社の代表取締役です。同社と当社の間には、広告会社を通じた取引がありますが、直近事業年度(平成27年3月期)における、同社からの当社の収入額は当社の連結売上高の0.7%未満です。当社から同社に対しては、ガス使用料に係る支出がありますが、直近事業年度(平成27年3月期)における、同社への当社の支出額は同社の連結売上高0.01%未満で僅少です。	尾崎裕氏は、関西を地盤としたエネルギー供給会社の業務執行者の経験を踏まえ、公共性と地域貢献などの観点から、当社の経営・コーポレートガバナンスについて有効な助言・指摘を行うことができると判断し、社外取締役に選任しております。また、同氏は、当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」にも適合するため、一般株主との間で利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定するものです。
小林 研一	○	(hおよび属性情報) 小林研一氏は、過去に、日本生命保険相互会社の代表取締役でした。同社と当社の間には、広告会社を通じた取引がありますが、直近事業年度(平成27年3月期)における、同社からの当社の収入額は当社の連結売上高の0.2%未満です。	小林研一氏は大手生命保険会社の業務執行者の経験を踏まえ、資金運用や投資案件ならびに人事関連やコンプライアンスに関して、当社の経営・コーポレートガバナンスについて有効な助言・指摘を行うことができると判断し、社外取締役に選任しております。また、同氏は、当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」にも適合するため、一般株主との間で利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定するものです。
吉田 慎一		(e, h, i) 吉田慎一氏は、株式会社テレビ朝日ホールディングス、株式会社テレビ朝日の代表取締役社長です。 (g) 同氏は、過去に、株式会社朝日新聞社の業務執行者であり、当社は同社の持分法適用関連会社です。	吉田慎一氏は、新聞社の業務執行者としての経験と、当社と同じ放送局の経営者としての立場から、公共性や放送倫理などの観点から、当社の経営・コーポレートガバナンスについての有効な助言・指摘を行うことができると判断し、社外取締役に選任しております。
後藤 尚雄		(g, h) 後藤尚雄氏は、株式会社朝日新聞社の常務取締役大阪本社代表であり、当社は同社の持分法適用関連会社です。	後藤尚雄氏は、当社と同じ報道機関の経営者としてのマスコミ業界の実情に精通しており、公共性や放送倫理などの観点から、当社の経営・コーポレートガバナンスについて有効な助言・指摘を行うことができると判断し、社外取締役に選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数 更新	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役による監査計画および監査実施については、監査役と会計監査人が定期的な報告会を実施しており、その他の案件があれば、その度ごとに意見交換を実施しております。

当社では、代表取締役直属の内部監査室を設置し、内部監査室が内部監査を担当しておりますが、監査役は、内部監査のテーマおよび社長に報告された内部監査報告書について、内部監査室から報告を受けるなどの連携を行っております。

また、外部会計監査人が監査役に、中間・期末の監査報告を行う場に、社外取締役および内部監査室長も同席し、連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数 更新	2 名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 [更新](#)

2 名

会社との関係(1) [更新](#)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
野村 正朗	他の会社の出身者													
平澤 正英	他の会社の出身者												○	

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

m その他

会社との関係(2) [更新](#)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
野村 正朗	○	—	野村正朗氏は、大手都市銀行での業務執行者の経験を踏まえ、当社の会計処理や機関決定などに監査し、当社の経営・コーポレートガバナンスについて有効な助言・指摘を行うことができると判断し、社外監査役に選任しております。また、同氏は、当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」にも適合するため、一般株主との間で利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定するものです。
平澤 正英	○	(jおよび属性情報) 平澤正英氏は、株式会社ロイヤルホテル代表取締役であり、当社は同社が経営するホテルを利用することがあります。これは一般消費者としての取引です。	平澤正英氏は、大手都市銀行での業務執行者の経験を踏まえ、当社の会計処理や機関決定などに監査し、当社の経営・コーポレートガバナンスについて有効な助言・指摘を行うことができると判断し、社外監査役に選任しております。また、同氏は、当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」にも適合するため、一般株主との間で利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定するものです。

【独立役員関係】

独立役員の人数 [更新](#)

5 名

その他独立役員に関する事項

当社は、当社の事業内容を充分に理解されていることを前提に、様々な業種の経験豊富な会社経営者に社外取締役及び社外監査役への就任をお願いしております。当社は、社外役員の独立性に関する基準を以下の通り定め、独立役員の資格を充たす社外役員をすべて独立役員に指定しております。

<社外役員の独立性に関する基準>

当社において、独立性を有する社外取締役・社外監査役であるというためには、以下のいずれかに該当する者であってはならない。

(1) 本人が、現在または過去10年間において、以下に該当する者

1. 当社またはその子会社の業務執行取締役もしくは重要な使用人（※注1、以下同じ。）が役員に就任している会社の業務執行取締役および執行役ならびに重要な使用人

2. 当社の議決権の10%以上を有する大株主またはその業務執行取締役および執行役ならびに重要な使用人
 3. 当社を主要な取引先とする会社(※注2)の業務執行取締役および執行役ならびに重要な使用人
 4. 当社の主要な取引先である会社(※注3)の業務執行取締役および執行役ならびに重要な使用人
 5. 当社から役員報酬以外に年間1,000万円相当以上の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。)
 6. 当社から年間1,000万円以上の寄付または助成を受けている団体の理事または重要な業務執行者
 7. 当社が属するテレビネットワーク系列に加盟する会社の業務執行取締役および執行役ならびに重要な使用人
- (2)配偶者または二親等内の親族が、現在、以下に該当する者
1. 当社またはその子会社の業務執行取締役もしくは重要な使用人
 2. (1)の1. から7. に該当する者
- (3)そのほか、当社の一般株主全体との間で、恒常に実質的な利益相反が生じるおそれのある者
- ※注1:重要な使用人とは概ね部長以上をいう。
- ※注2:当社を主要な取引先とする会社とは、直近事業年度において、当該会社の年間連結売上高の2%以上の支払いを当社から受けた会社をいう。
- ※注3:当社の主要な取引先である会社とは、直近事業年度において、当社の年間連結売上高の2%以上の支払いを当社に行った会社、直近事業年度末における当社の連結総資産の2%以上の額を当社に融資している会社をいう。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

常勤取締役の報酬のうち、業績手当と賞与については、短期的なインセンティブとするため、業績に連動する算定基準を定めております。
また、株価に対して株主と利害を共有し、中長期的なインセンティブとするため、常勤取締役は報酬額のうち一定割合を、持株会を通じて自社株式の取得にあてるることを取締役会で申し合わせており、在任期間中は売却等しないものとしています。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

役員報酬の内容は、以下のとおりです。

1. 報酬限度額

平成18年6月29日開催の第79回定時株主総会の決議による取締役の報酬限度額
年間580百万円

2. 取締役および監査役に支払った報酬

取締役（社外取締役を除く）	10名	438百万円
監査役（社外取締役を除く）	2名	69百万円
社外役員	10名	32百万円

(注)上記には、当期中に退任した取締役2名に対する報酬を含んでおります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 [更新](#)

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等は、株主からの負託に応えるべく優秀な人材の確保・維持、業績向上へのインセンティブの観点が必要であることを考慮し、それぞれの職責に見合った報酬体系・報酬水準を定めております。

常勤取締役の年額報酬は、基本報酬、業績手当、役位手当および代表手当からなり、それぞれ算定基準を定めております。常勤取締役の賞与は前事業年度の業績に応じて年1回、支給することとしております。

社外取締役の報酬は、業務執行から独立した立場にあることを鑑み、業績により変動する要素を排除した報酬体系・報酬水準を定めております。

報酬等の額については、株主総会で決議された取締役報酬限度額の範囲内で、取締役会で決議し定めることとしております。

なお、当社は、平成17年6月29日開催の定時株主総会において、役員退職慰労金支給制度の廃止を決議しました。同総会で重任された取締役および在任中であった監査役に対しは、それぞれの就任時から同総会終結の時までの在任期間にに対する役員退職慰労金などを退任時に支給しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会における重要な案件については、社外取締役および社外監査役に対して事前に資料の配布などを行い、社外取締役に対しては業務執行取締役が、社外監査役に対しては常勤監査役が、必要に応じて事前説明を実施しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) [更新](#)

当社は、監査役会設置会社であり、取締役会および特別取締役会の決議に基づいて、また業務執行取締役で構成する常務会その他稟議手続によって、その業務執行を行っています。なお、特別取締役会は、取締役会において選定された業務執行取締役全員で構成されており、重要な財産の処分および多額の借財について決議することができます。

取締役会は原則として月1回、特別取締役会は随時、常務会は定例として毎週開催しています。

取締役会は、取締役会15名で構成され、全員が男性であります。そのうち、豊富な会社経営者としての知識・経験などを有する社外取締役が6名と3分の1以上を占めています。

監査役会は、常勤監査役2名と社外監査役2名で構成され、全員が男性であります。監査役4名全員が財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。そして、業務執行全般に精通した常勤の監査役2名と社外監査役が連携し、監査役会で定めた監査基準に基づいた実効性のある監査を行っている他、監査役の取締役会および監査役会への出席率も高く、十分に取締役に対する監督機能を果たしています。

また、監査役会事務局に独立性の高い専任の事務長を置き、複数の事務局員とともに監査役の職務や監査役会運営の補助にあたるなど、監査役の機能強化に向けた取り組みを実施しています。

会計監査人は、有限責任監査法人トーマツを選任しており、監査役会とも相互に連携し、会社法および金融商品取引法に基づく監査を受けており、会計に関する適正性を確保しています。

業務を執行した公認会計士は、川崎洋文、千崎育利の両氏で、上場会社に係る勤続監査年数は7年以内、監査業務に係る補助者の構成は、公認会計士8名、その他5名となっております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 [更新](#)

当社は、コーポレートガバナンスのための機関設計として、監査役会設置会社を選択し、取締役が会社の持続的成長と企業価値の向上を推進する役割を担うとともに、独立性のある社外取締役と監査役が経営に対する実効性の高い監督・監査を実行しております。

このような体制とすることで、業務執行取締役に対する監督機能が強化され、経営の健全性と意思決定の透明性が保たれると同時に、外部からの意見を取り入れることで、取締役会の活性化も図れると判断しております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2015年の第88回定時株主総会においては、法定期日の3営業日前の6月8日(月)に発送いたしました。また、6月1日(月)に、東京証券取引所の縦覧書類、当社ホームページに掲載しました。
集中日を回避した株主総会の設定	近年は2012年6月の株主総会を除き、第一集中日を回避して設定しております。
電磁的方法による議決権の行使	2015年6月の株主総会で13年の実績となりました。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	当社は、個人投資家向けの会社説明会を東京と大阪で随時実施し、代表取締役社長またはIR担当取締役が、当社の事業内容、決算についての詳細な説明を行っております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	毎年2回、アナリスト・機関投資家向けの決算説明会を東京で実施しております。代表取締役社長および取締役が、決算や事業、経営計画についての詳細な説明を行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、有価証券報告書、四半期報告書、臨時報告書、適時開示資料などを当社ホームページに掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR委員会およびその事務局を設置し、総務部にIR担当者を置いています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、「朝日放送信条」において、放送の社会に対する責任を謳い、それに基づき、「朝日放送コンプライアンス憲章」および「同コンプライアンス行動規範」によって、(1)視聴者、社会への責任、(2)誠実・公平・透明な企業姿勢、(3)公正な取引、(4)情報の厳正な管理、(5)環境保全、(6)社員の能力と人格の尊重、について規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、高い公共性をもち、地域に根ざす放送会社としての社会的責任を果たすため、以下の内容の「朝日放送CSR方針」に基づき、社会貢献活動に取り組んでいます。 (1)市民生活の保全と発展に寄与する放送番組と事業を提供する。 (2)地域に根ざした活動を通じ、地域社会の活性化に貢献する。 (3)地球環境や自然に配慮し、その啓発活動にも積極的に取り組む。 (4)未来を託す子どもたちへの支援に尽力する。 (5)社会に開かれた企業を目指し、放送事業への理解を促進する。 環境保全活動については、2000年(平成12年)から、「ABC環境キャンペーン～ガラスの地球を救え」を展開し、毎年、特別番組を放送するなど、地球に優しい放送局として積極的に取り組んでおります。また、2007年からは近畿の小学校等に苗木をプレゼントするなどして、地球の大切さや自然の重要性を子供達に伝える「みんなの木」という活動も行ってきました。
その他	当社では、女性活躍推進を含む多様性推進を「COLORFUL化推進」と呼び、2014年6月に設置した、人事局COLORFUL化推進部を牽引役として、継続的に取り組んでいます。 当社は、各々が存分に能力を発揮できる企業風土の醸成が、おのずと女性の活躍できる環境を整えてゆくとの考えの下、性別、年齢、国籍、宗教、ライフステージ、障がいの有無、性的指向などにかかわらず、1人1人が尊重され、認めあえる職場環境を創造し、十人十色に多様な能力を発揮できる企業を目指しています。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方

当社は、内部統制システムの整備と実効性のある運用を、コーポレートガバナンスを充実させるための重要な経営課題であると認識しております。このため、取締役会による取締役の業務執行の監督はもちろんのこと、監査役会設置会社として、監査役および監査役会が、取締役の業務執行について監査を行うなどの経営監視体制を構築し、その強化を図っております。また、内部監査部門を強化するとともに、経営陣のリスクティクを支えるため、リスク管理体制の整備も図っております。

2. 内部統制システムの整備状況

当社は、以下の方針に基づき、内部統制システムを整備しております。

(1) 当社および子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

1:コンプライアンス

- ・当社は、「朝日放送コンプライアンス憲章」と「コンプライアンス行動規範」を制定し、法令などを遵守し、社会的良識に基づいてコンプライアンス経営を行う。
- ・当社は、「朝日放送グループコンプライアンス規定」を制定し、コンプライアンス担当取締役の下にコンプライアンス局を設置し、当社および子会社の取締役および使用人が法令などを遵守し、社会的倫理に則って行動するために必要な取り組みを実施する。
- ・当社は、コンプライアンス局に内部通報窓口を設置し、当社および子会社の取締役および使用人ほか関係者から、コンプライアンス違反の疑義がある案件についての相談、報告を受ける。
- ・当社は、「公益通報者保護法にもとづく通報窓口に関する規定」を制定し、通報された情報に関する調査と対応について定めるとともに、情報提供者の秘匿と不利益取扱を禁止する。
- ・当社のコンプライアンス局は、内部通報に係る体制の運用状況を定期的に代表取締役および取締役会に報告する。
- ・当社および子会社は、「反社会的勢力排除規定」を制定し、反社会的勢力に対する利益や便宜の供与を禁じ、反社会的勢力からの圧力に毅然とした態度で臨む。

2:内部監査

- ・当社は、代表取締役社長直属の内部監査室を設置する。

・当社は、監査事項や基準など監査の基本事項について定める「内部監査規定」を制定し、当社および子会社の業務遂行やコンプライアンス体制、リスク管理および内部統制システムなどの運用状況を監査し、業務全般が法令および定款などに照らして適正に行われていることを確認する。

・当社の内部監査室は、当社の企業文化・風土として、行動規範の趣旨・精神が尊重され、実践されているかどうかを確認する。

・当社の内部監査室は、内部監査報告書を作成し、代表取締役社長に報告する。代表取締役社長は、内部監査報告書に基づいて改善などを行い、取締役会に報告する。

・当社の内部監査室は、内部監査に関する計画や結果などについて監査役に適切に報告し、連携する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ・当社は、「文書管理規定」を制定し、取締役会議事録など取締役の業務執行に係る文書の保存、管理を適切に実施する。

(3) 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・当社は、代表取締役を委員長とするガバナンス推進委員会を設置し、業務執行取締役で構成する常務会の諮問機関として、当社および子会社のコーポレートガバナンス体制について、その水準を検証し、改善のための計画を策定し、関係部署、子会社と協力して改善を実施する。
- ・当社のガバナンス推進委員会は、当社および子会社のリスク管理表と「リスク管理マニュアル」を策定し、リスク管理を適切に行う。また、リスク発生時に適切に対応するため「危機管理フローチャート」を策定する。
- ・当社は、放送番組等に伴うリスク、放送事故に伴うリスク、その他のリスクに対応するため、常務会の下に放送問題等対策委員会、放送番組検討委員会、放送事故対策委員会、管理問題対策委員会を設置する。
- ・当社は、「事業継続計画」と「災害対策マニュアル」を策定し、災害発生時における放送機能の維持に努める。
- ・当社は、コンプライアンス局の下に法務部を設置し、弁護士の助言を得ながら、業務執行上の法的なリスクを確認できる体制を構築する。

(4) 当社および子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われるることを確保するための体制

- ・当社および子会社の常勤取締役は、各社の取締役会が決定した職務分掌に従って、適正かつ効率的な業務執行を実現する。
- ・当社および子会社は、当社グループ全体を網羅する中期経営計画を策定し、当社および子会社の取締役は、その目標達成に向けて職務を遂行する。
- ・当社は、常勤役員によって組織される常務会および各種委員会などを通じて、当社および子会社に係る情報の共有と協議を行うとともに、適正かつ迅速な決定を行う。

(5) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- ・当社は、「関係会社管理規則」を制定し、当社グループ内の情報共有および業務上の報告についてのルールを定めるとともに、子会社が制定する「グループ経営管理規則」において、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、当社への報告を義務付ける。
- ・当社は、グループ会社連絡会を定期的に開催し、経営上の重要情報の共有に努める。

(6) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

- ・当社は、監査役の職務を補助するため監査役会事務局を設置し、その独立性、職務の実効性を確保するため「監査役の職務を補助する社員に関する規則」を制定する。
- ・監査役会事務局は、専任の事務長1名を含む複数名とし、その選任に際しては、経験、知見、能力を十分に考慮する。
- ・監査役会事務局に所属する使用人は、監査役の指揮命令に服する。
- ・監査役会事務局に所属する専任の使用人の異動、人事考課および表彰・懲戒については、あらかじめ監査役会の同意を得ることとする。
- ・当社の取締役および使用人は、監査役会事務局に所属する使用人の業務遂行に対して不当な制約を行うことにより、その独立性を阻害することのないよう留意する。

(7) 監査役への報告に関する体制

- ・当社コンプライアンス局長は、当社および子会社の業務または財務に重大な影響を及ぼすおそれのある事実やコンプライアンス違反のおそれのある事実の報告を受けた場合は、直ちに当社の監査役または監査役会へ報告する。

・当社および子会社の取締役および使用人は、当社の監査役または監査役会からその業務執行に関する事項の報告を求められた場合、速やか

に当該事項につき報告を行う。

- ・当社の内部監査室および子会社の監査役は、当社の監査役と定期的または適宜に会合を持ち、当社および子会社における内部監査、コンプライアンス、リスク管理などの現状を報告する。
- ・当社は、「監査役への報告等に関する規則」を制定し、監査役に対して報告を行った当社および子会社の取締役および使用人に対し、当該報告をしたことを理由として、不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。

(8)その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・当社の監査役は、当社の取締役会、特別取締役会、常務会その他の重要な会議への出席、重要な会議の議事録、起案書その他の業務執行に関する書類の閲覧などを行うことができる。
- ・当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。
- ・当社の監査役会が監査の実施にあたり、弁護士、公認会計士その他外部のアドバイザーを任用することを求めるなど、臨時の費用が発生した場合、当社は、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、コンプライアンス憲章およびコンプライアンス行動規範において、「反社会的な団体・個人からの圧力には毅然とした態度で臨み、一切かかわりを持たない」旨を定めるとともに、「反社会勢力排除規定」を設け、反社会勢力に対して利益や便宜を供与することがないよう、役職員に徹底・周知しています。

また、実際に不当な要求が発生した場合は、常務会の下に設置する管理問題対策委員会で対応にあたることにしております。

なお、当社は、大阪府企業防衛対策協議会（以下、企防協）の加盟企業であり、総務部の担当者が企防協の開催する研修会などに参加するとともに、必要に応じて情報交換を行っております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

1. 会社情報の集約・管理に対する社内体制

当社の経営管理組織には、取締役会および業務執行取締役で構成する常務会があります。取締役会で決定された事実および常務会で審議・報告され

た事実は、決算情報とともにすべて情報開示責任者に集約される体制になっております。

また、当社では、重要情報を管理し違法な内部者取引の発生を防止するため、社内規則「内部者取引の規制および重要情報の管理に関する規則」を制定し、内部者取引責任者の所管のもと、周知徹底を図っております。

社内において発生した重要な発生事実は、所轄部署の責任者から総務局とコンプライアンス局へ情報が集約され、社長をはじめとする関係役員、情報開示責任者等に報告する体制になっております。

子会社における重要な決定事実、発生事実および決算情報につきましては、各社の責任者から当社の経営戦略室へ情報が集約され、当社の社長をはじめとする関係役員、情報開示責任者等に報告する体制になっております。

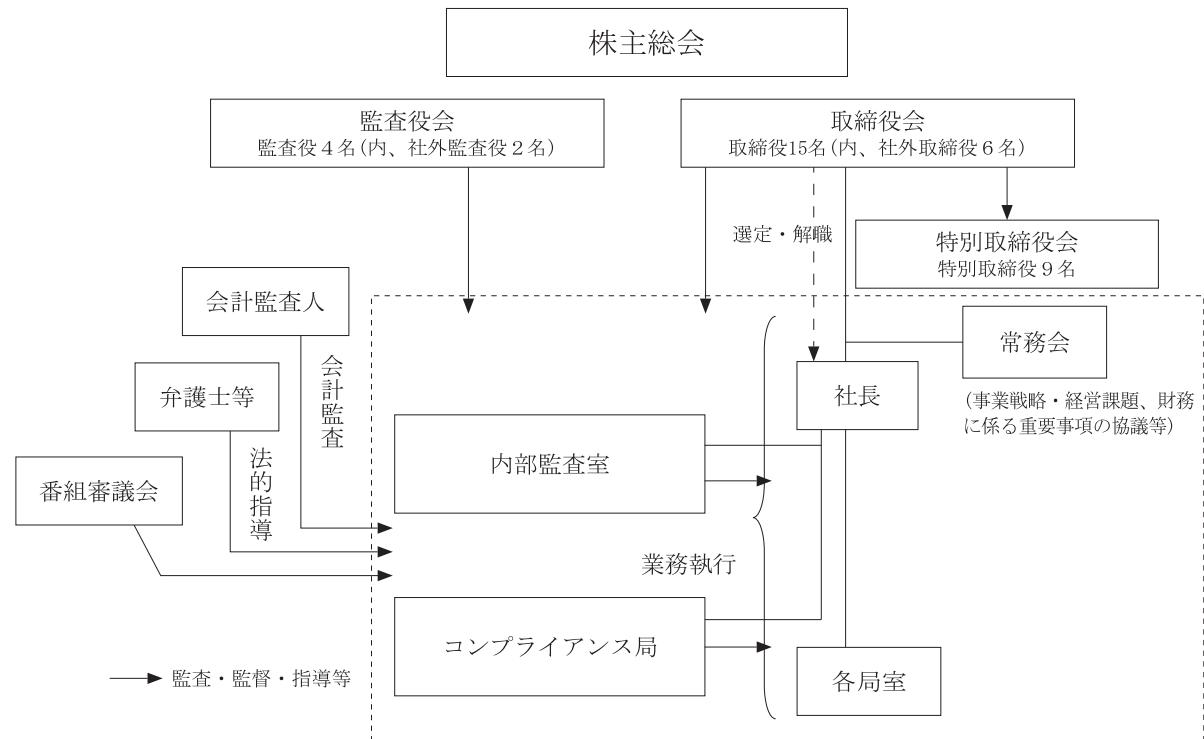
2. 会社情報の適時開示に関する社内体制

上記のように情報開示責任者に集約された情報は、開示担当部署である総務局ならびに経理局を中心に、開示内容に応じて経営戦略室等の関係部署とも検討し、適時開示規則による開示事項に該当するか否かの判断をしております。

開示内容によっては、東京証券取引所に事前確認をするようにしております。

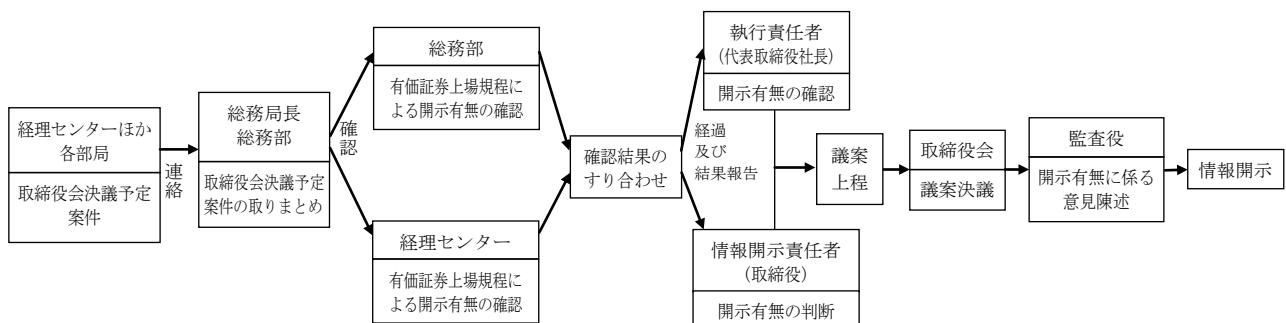
なお、EDINET、TDnet開示システムで開示された情報は、投資者の利便性を考慮して、当社ホームページに掲載しております。また、投資者の問い合わせやマスコミ各社からの取材に対しては、IR担当、広報局などで対応しております。

【参考資料：模式図】

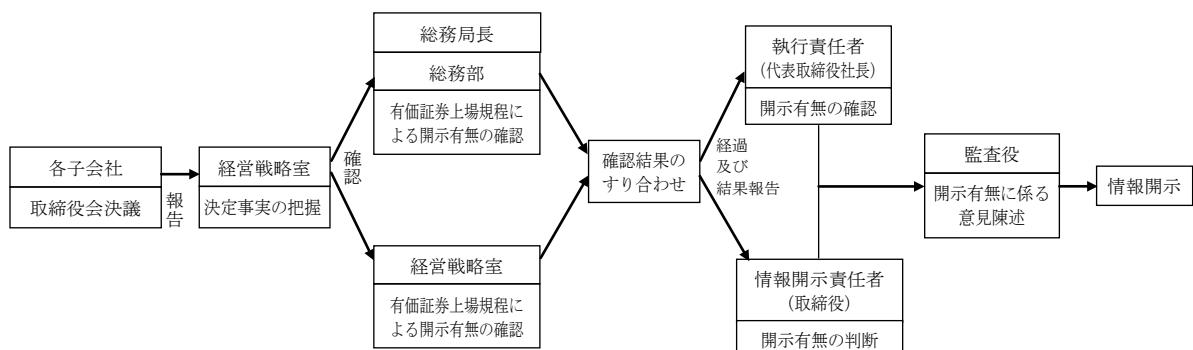


【適時開示体制の概要】

<当社に係る決定事実・決算に関する情報等>



<子会社の決定事実に関する情報>



<当社グループに係る発生事実に関する情報>

